

懲戒委員会等の議事録等に関する規則（規則第九十三号）中一部改正

懲戒委員会等の議事録等に関する規則（規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「場所」の下に「（当該場所に存しない委員が会議に出席をした場合における当該出席の方法を含む。以下場所という場合につき同じ。）」を加える。

附 則

第一条の改正規定は、令和三年三月十八日から施行する。